

◎補助対象表

	宿泊人数・期間	合宿内容	補助金額	補助金上限額
(1)	5名以上	市外のスポーツ又は、文化団体が市内に宿泊して行う合宿等の期間中に、市内小中学校の児童生徒及び市民等を対象としたスポーツ教室等を団体として開催した場合	延べ宿泊者数に2,000円を乗じて得た額	40万円
(2)	30名以上かつ同一人物が3連泊以上の場合(1)を除く	市外のスポーツ又は、文化団体が市内に宿泊して行う合宿等	延べ宿泊者数に1,500円を乗じて得た額	20万円
(3)	5名以上(1).(2)を除く	市外のスポーツ又は、文化団体が市内に宿泊して行う合宿等	延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額	20万円

備考

1 スポーツ教室等とは、スポーツ合宿等の実施団体（以下「団体」という。）が、市内の小中学校の児童生徒及び市民等（以下「市民等」という。）に対して、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 団体が、スポーツ合宿等の活動とは別にスポーツ教室等を参加者5名以上の市民等を対象に開催すること。
- (2) 団体が、市民等に対して、自らスポーツ教室等の開催周知を行うこと。
- (3) 団体がスポーツ教室等の実績報告時に、開催状況の分かる画像、参加者名簿及び募集チラシ等を添付すること。